

第6章 協議会以降の進め方

6—1 「地域再生計画」の推進と多様な事業体制づくり

平成17年度、内閣総理大臣による認定を受けた江別市地域再生計画の目指す方向は、中心市街地である野幌地区を活性化し、さらには（仮）市民の暮らし会館を単なる集会施設ではなく、真の拠点施設とする上で、有効なものといえます。

従って、行政も市民も、江別市地域再生計画の実行を後押ししていくことは、「江別の顔づくり事業」を成功へと導く早道の1つと考えられます。

今後は、国や道の財政が厳しくなる中、ハード事業に要する予算枠獲得の地域間競争が激化するものと予想されますが、こうした面においても内閣府が認定した地域再生計画の実行度を高めていくことは、他市町村に対するアドバンテージとなっていくものと考えられます。

具体的には、新しい「社会性あるビジネス」、「地域くらしのニーズに対応できるビジネス」等の立ち上げに向けた取組みが急務であり、事業化を進めるためには、現在、内閣府から事業を受託している「江別コミュニティ調査委員会」の他、具体的に実現化を図る各事業に応じた体制を立ち上げることが望ましいと考えられます。

道内における中心市街地活性化の取組みの中で、個別事業単位ではあるが数少ない実現事例として成功した帯広市の場合も、屋台やまちなか高齢者住居等の事業毎に事業協同組合や会社、あるいはNPOを設立しており、TMO（商工会議所）や商店街振興組合などはそれら個別事業の支援・後方機能としての役割を担っています。

実際に資金や労力を出資して事業化を目指す者、あるいはそれを積極的に支援する者が中心となった「実践体制」で事にあたらなければ、活性化が図られないというのが現実です。

6—2 市民の暮らし会館づくりに向けて

野幌まちづくり協議会では、第4章で報告したような会館づくりに向けた基本的な考え方については検討しましたが、土地区画整理事業区域内のJR野幌駅南口広場に隣接する場所を想定していますが、正式な敷地の特定にも至っていません。施設の機能、諸室構成、規模等については、まだ具体の検討には入っておりません。また、市民の本格的な参加もまだまだこれからという状況です。

従って、今後も会館づくりに向けた検討を継続していかなければなりません。その際には、次の(1)から(4)に示すように、「協議会検討からの継続性の確保」や「見せかけではない真の協働スタイルの徹底」という姿勢を持つことと、そうした検討を支えていくために「協働を支えた実績のある専門家の参加」を必要に応じて求めることも必要であります。

- (1) 「関係の継続性」を考えた検討体制づくり
 - ① 協議会・部会メンバーのうち相当数メンバーの移行
 - ② 固定委員だけでなく必要に応じて柔軟に対応できる体制

- (2) 本格的市民参加レベルの進め方
 - ① 「アーンスタインの参加の梯子」の6段以上のレベル

- (3) 設計専門家（学識者）の参加
 - ① 市民参加に詳しい建築関係学識者も追加した体制

- (4) 設計委託業者の選定
 - ① プロポーザル方式などの検討
 - ② 選考基準などの検討
 - ③ 運営側検討コーディネータと設計側との協働・連携が必要

6—3 8丁目道路整備の真の整備方向を検討・共有していくための取組み

部会で検討された「軒先ミニスペースの創出によるイベント実施等の環境づくり」等の考え方に関しては、商店街や地権者だけでなく地域住民の参加も得ながら考え方の共有化を図っていく必要があります。

また、「軒先ミニスペースの創出によるイベント実施等の環境づくり」だけのために、多額の街路整備費を費やすことは現実的ではありません。それ以外にも「災害時対応」や「雪対応」など、道路整備によって新たな画期的機能・役割を強化して持たせることができないかなど、より多面的な観点から検討を加え「道路整備の目的と期待効果」を明確にし、その共有化を図っていく必要があります。

6—4 街路整備等における全体利益と個別利害を調整するための検討

まちづくり協定や街路事業等を目指す市・市民全体の利益や商店街地区全体の利益、所謂、全体利益と個別の権利の調整検討が必要であります。多額の事業費が投入される公共事業の性質からして、事業者が関係地権者・権利者とだけで話し合いを進め、個別利害のみの話に終始してしまうような事態だけは避けなければなりません。

8丁目通街路整備事業を行うとき、市民及び地区住民全体としてのまち全体での利益と、地権者個別の利害のバランスをとっていくことが求められますし、市民参加を得て全体で話し合う場を設けることも必要であると思われます。

6—5 「江別の顔づくり事業」との連携

これまでの全国の各都市は、主にハード事業を導入しまちの活性化を図る努力をしてきました。しかし、当初の目的を十分に達成できない状況にあるため、更に、今、ソフト事業などを行うなどして活性化に向けて必死にもがいている状態にあります。

江別の顔づくり事業は、3番通、南大通、新栄通、中原通で囲まれた約240haを江別市の都心地区と定め、そこを中心とした『南北市街地の一体化によるコンパクトな市街地形成』と商業・業務、交通、文化・交流、居住などの『都市機能の充実による中心市街地活性化』を目的とし、具体的な事業として、鉄道高架事業、土地区画整理事業、街路事業を主要事業とする他公園事業、市民交流施設事業、商業等活性化事業などを導入し、「暮らしやすい」「潤いがある」「人々が交流する」「安全で安心感がある」「緑豊かな」「生きがいがある」中心市街地を目指す総合的なまちづくり事業であります。

その事業効果としては、鉄道高架事業や街路事業等により渋滞原因の8丁目踏切が除却され、新たな南北街路整備や白樺通の平面化により、南北交通のアクセスが改善されることにより、中心市街地を含む市全体の交通の円滑化並びに歩行者や自転車利用者の安全確保の向上が図られるほか、駅前広場、都市緑地、グリーンモール、市民交流施設等の整備改善で、市民の憩いの場が形成され、中心市街地での新たな市民の安らぎや交流の場での賑わいや集客等が起こることにより、市民交流の活性化や居住人口の増加や商業等の経済活動の向上が図られます。

これまで、まちの活性化を考えると市街地の整備改善事業と商業等の活性化事業の2本柱だけ進めてきたことが多く、これでは不十分であることが分ってきました。

それは、この2本柱のほかに「都市福祉施設の整備」や「まちなか居住の推進」などを官民が一体となって計画的かつ持続的に推進していかなければならない息の長い事業であることが判明してきました。

「江別の顔づくり事業」の事業期間は約15年間という長いものですが、まちづくりはこれで終わるわけではありません。この地域に住む人々が住んでいて良かったと感じ、それが次代に受け継がれるようなまちづくり活動を継続し展開していくことが重要であります。

そのためには、日々まちが活動している状態を創り出し持続することが大切であり、今進めている「江別の顔づくり事業」を契機とするとともに連携しながら、まずは、市民一人ひとりが責任を持ちながら、小さくても出来るところからやること言う姿勢が大事であり、まちづくりに係る色々な場面においても市民、住民、地域、企業などが有機的に関連し自主的に参画していく必要があります。

これらの事業を推進していくためには、真の参加と責任ある協働型に係る諸問題を1つひとつ解決していくことが重要であり、その様な状況は自然偶発的に出来るものではありませんので、始動期においては行政が側面的に支える様な仕組づくりや仕掛が必要であり、官民が一体となった協働型で進めることは当然であると言えます。